

・調査に当たり10の自治体を抽出した。自治体名はA～Jで表記する。 ・それぞれの自治体で事例1から事例4について、いじめと認知するか否かを18者(都道府県教育委員会1、都道府県立学校2、市区町村教育委員会5、市区町村立小学校5及び中学校5 計18)が回答。そのうちいじめを認知すると回答したものの割合を示している。			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	平均
児童生徒1,000人当たりいじめ認知件数(平成25年度)			30以上				10以上 30未満		10未満				
事例1	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的ないじめアンケートにA君がいじめを受けたことがあると回答した。後日、A君に面談で確認した内容は以下のとおり。(A君、B君、C君の証言は一致) ・体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手であるA君はB君からミスを責められたり、みんなの前でばかにされたりしてとても嫌な気持ちだった。 ・しかし、B君と仲がよいC君が、「かわいそうだよ。」と助けてくれて、それ以来、B君から嫌なことはされていない。 ・その後、A君もだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、B君に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。 	【定義に照らしていじめとして認知する。】 ・認知しない理由に「いじめが解消している」との回答があったが、いじめの初期の段階や、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても漏れなく認知件数に計上する。 ・A君とB君の関係は、今後も留意して見ていく必要がある。 ・同程度の事案は、学校生活で頻繁に発生していると考えられるが、本調査では、認知の割合は11%～94%と自治体間での差が大きい。このことが、問題行動等調査の自治体間の認知件数の差に大きく影響していると考えられる。	94%	83%	72%	61%	78%	83%	72%	50%	44%	11%	64%
事例2	<ul style="list-style-type: none"> ●「A君がB君からいつもいじめられている。」と担任の先生に、C君が相談した。C君の証言は以下のとおり。 ・B君はA君に学校帰りにいつもかばんを持たせているなど、いろいろと命令している。 ・楽しく話しているときもあるが、B君が気に障ることがあると(自分(C君)はA君が、たいしてひどいことは言っていないと思うのだが)「ふざけんな。」と言ってA君を蹴ったり、叩いたりする。A君はなんで自分だけやられるのかとC君に不満を漏らした。 ・B君が、「Aはむかつくから無視しよう」と言っていたことがある。 ●後日、A君に確認すると、「B君は友達であり、いじめとは思っていない。先生は余計なことではないで。」と言った。 ●後日、B君に事情を確認すると、「A君のことが嫌い。よく腹が立つ。」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。 	【定義に照らしていじめとして認知する。】 本人が否定してもいじめと判断できるものであり、本事案については、自治体間の差は少ない。いじめの被害者は、いじめを受けていることを否定することがしばしばあるので、引き続き留意して認知に努める必要がある。	100%	100%	100%	100%	94%	100%	100%	100%	94%	94%	98%
事例3	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が自分の子供A君が学校でいじめを受けていると担任に相談してきた。概要は以下のとおり。 ・具体的に誰から、どのようなことをされているかの説明はなく、母親によると、学校から配られた「いじめのサインチェックシート」にある「学校のことを話したくない」「食欲がない」「表情が暗い」等、該当する項目がたくさんあり、いじめにちがいないと思っているとの説明だった。 ・A君は学校でリーダー的な存在であり、担任から見てもとても楽しそうに学校生活を送っている。担任は、すぐにA君と面談をすると「家で母親から塾へ行けとか、学校で何があったとか、ゲームをするとか細かく言われ続けることで嫌になっている。本当は家に帰りたくない。」と言っていた。 ・学校で嫌なことはあるかと聴くと「学校は楽しい。先生も友達も大好きだ。」と言っていた。 ・後日、母親に「いじめは受けていないと思う。」と伝えると「自分もいろいろ考えたが、家庭には問題がない。大切に育ててきている。学校が調べ切れていないだけで必ず嫌に思っていることがあるはずだ。いじめがあるものとして対応してくれ。」と求められた。 	【いじめと認知しない。】 ・事例に示した情報からは、現時点でいじめの事実は確認できない。しかし、母親の心配をしっかりと受け止め、注意深く状況を把握し(その後、母親の訴えのとおりいじめが判明することもあり得る)、家庭との連絡を密にして対応する必要がある。 ・本事案については自治体間の差が比較的大きい。国のいじめ防止基本方針にいじめの重大事態について「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのとして報告・調査等に当たる」との記載があるが、これは重大事態の報告・調査等についての記載であり、これをもって学校が認知していないいじめを認知したと報告することには当たらない。	56%	44%	39%	22%	50%	17%	22%	22%	0%	0%	27%
事例4	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的なアンケート調査を実施したところ、A君がいじめを受けていると記載してきたが、一方、B君、C君、D君、E君がA君からいじめを受けていると記載してきた。概要は以下のとおり。 ・A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きくクラスで威圧的な存在であった。 ・B君、C君、D君、E君はA君から使い走りのように扱われ、時に暴力を受けることもあった。この暴力については、A君も認めており保護者に来校いただき指導するとともに被害者に謝罪も行っている。 ・しかし、その後も暴力はふるわないものの、威圧的な態度が続いたため、嫌になってB君、C君、D君、E君がA君と距離をとっている状態であった。 ・A君は無視されていると主張し、B君、C君、D君、E君はいまだに威圧をかけられたり、用事を頼まれたり一緒にいるのが怖いと言っている。 	【定義に照らしていじめとして認知する。】 ・A君による「B君、C君、D君、E君」に対するいじめとして認知する(問題行動等調査では4件となる。)。A君と「B君、C君、D君、E君」の双方がいじめを主張しているため「けんか」と判断した可能性が考えられるが、表面上の解釈ではなく、状況を総合的に把握する必要がある。A君に対しては、A君の主張も聞いた上で、以前指導したことが改善していない点を丁寧に指導する。 ・認知しない理由に「A君の暴力行為と考え、いじめとは認知しない」との回答があったが、被害者の訴えをはじめ、威圧を受けるなどいじめと認知できる状況であり、暴力行為といじめの双方に計上することが適切である。 ・この事例も自治体間での差が比較的大きいが、いじめを「対人関係のトラブルとして扱い認知件数に計上しない」等の自治体があると調査で大きな差になってしまうので留意する。	100%	100%	89%	78%	100%	94%	78%	89%	78%	39%	84%
平均			88%	82%	75%	65%	81%	74%	68%	65%	54%	36%	69%